

新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款

(定義)

第1条 この約款で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号の定めるとおりといたします。

- 一 機 構 独立行政法人住宅金融支援機構をいいます。
- 二 新機構団信 死亡及び身体障害を保障する団体信用生命保険をいいます。
- 三 身体障害 団体信用生命保険身体障害保障特約に定める身体障害保険金の支払事由に該当する身体障害をいいます。
- 四 新3大疾病付機構団信 死亡、身体障害、3大疾病罹患状態及び要介護認定等を保障する団体信用生命保険をいいます。
- 五 3大疾病罹患状態 団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特則、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則及び団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則に定める3大疾病保険金の支払事由に該当する状態をいいます。
- 六 要介護認定等 団体信用生命保険介護保障特約に定める介護保険金の支払事由に該当する要介護認定を受けること又は生命保険会社が定める要介護状態をいいます。
- 七 団信加入者 機構と本契約を締結し、機構が生命保険会社との間に締結した団体信用生命保険契約（以下単に「団体信用生命保険契約」といいます。）の被保険者となった者をいいます。
- 八 申 込 者 本契約の申込みを行う者をいいます。
- 九 債 務 者 機構に対し債務（機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき信託した貸付債権で、機構がその元利金の回収の業務等を受託しているものに係る債務を含みます。以下同じです。）を負担する者をいいます。

(目的)

第2条 機構は、新機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至り、新3大疾病付機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至り、機構が生命保険会社から保険金の支払を受けた場合には、当該保険金を債務弁済充当（団体信用生命保険契約に基づき、機構が生命保険会社から支払を受けた保険金を、団信加入者が機構に対して負担する債務の弁済に充当することをいいます。以下同じです。）いたします。

(団信加入者の資格)

第3条 申込者が団信加入者となるためには、次の各号に該当することを要します。

- 一 自ら居住するための住宅又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外の

住宅を必要とする者で、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 機構が行う債権譲受けの業務に係る住宅資金の融資を受ける者（平成 29 年 10 月 1 日以後に借入申込みを行った者に限ります。）
 - ロ 機構から住宅資金の融資を受ける者（令和 2 年 10 月 1 日以後に借入申込みを行った者に限ります。）
 - ハ イ又はロに該当する団信加入者の死亡（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 30 条の規定による失踪の宣告を受けた場合を含みます。以下同じです。）により当該者の債務を相続する者（当該者の連帯債務者が団信加入者である場合を除きます。）
 - ニ イ又はロに該当する団信加入者の債務につき、債務者の全部又は一部の脱退により債務を引き受ける者で、当該債務について団信加入者が存しない場合に、引き続き当該債務の債務者として残る者又は新たに当該債務を引き受ける者
 - ホ 団信加入者が満 80 歳に達したことにより解約となった場合の当該団信加入者の連帯債務者
- 二 幹事生命保険会社に対し新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書（以下「申込書兼告知書」といいます。）を提出（電磁的方法による場合を含みます。以下同じです。）し、幹事生命保険会社から加入承諾を受ける者であること。
- 三 申込書兼告知書により告知した日現在において、新機構団信への加入を希望する者にあつては、満 15 歳以上満 70 歳未満の者、新 3 大疾病付機構団信への加入を希望する者にあつては、満 15 歳以上満 51 歳未満の者であること。

（契約の成立）

- 第 4 条 本契約は、申込者が前条各号に該当した場合、次の各号に掲げる者に応じて、当該各号に定める日（以下「団信契約日」といいます。）に成立するものとします。
- 一 前条第 1 号イに該当する申込者 機構が当該申込者に係る貸付債権を譲り受ける日
 - 二 前条第 1 号ロに該当する申込者 機構から資金（資金を分割して受け取る場合は、最終回資金）を受け取る日
 - 三 前条第 1 号ハに該当する申込者 機構に対して当該債務の相続を届け出た日から 30 日以内の日で前条第 2 号の加入承諾を受けた日
 - 四 前条第 1 号ニに該当する申込者 機構と当該債務の引受けに係る契約を締結する日（債務の引受けに係る契約の効力が発生する日（以下「適用日」といいます。）を別に定めた場合は、両日の先後に関わらず当該適用日）
 - 五 前条第 1 号ホに該当する申込者 団信加入者が満 80 歳に達した日の属する月の翌月 1 日又は前条第 2 号の加入承諾を受けた日のいずれか遅い日。この場合において、団信加入者が満 80 歳に達する日の属する月の末日の 1 年前の日から団信加入者が満 80 歳に達した日の属する月の末日までの間に幹事生命保険会社へ申込書兼告知書を提出することを要します。
- 2 本契約成立後は、新機構団信から新 3 大疾病付機構団信への変更及び新 3 大疾病付機構団信から新機構団信への変更はできません。

（弁済充当責任の開始）

第5条 機構は、団信契約日から、本契約に基づく債務弁済充当の責を負います。

(充当する債務の範囲等)

第6条 機構が本契約により債務弁済充当する範囲は、団信加入者が機構に対し負担する債務の未償還元金、利息、延滞損害金、立替金、立替金の損害金及び回収に要した費用といたします。

2 機構は、新機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったとき、新3大疾病付機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったとき以降に、団信加入者若しくはその相続人又は連帯債務者から機構の債務に係る弁済があつたときは、その弁済があつた金額を団信加入者若しくはその相続人又は連帯債務者に返戻いたします。

(免責)

第7条 機構は、団信加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約に基づく債務弁済充当の責を負いません。

一 幹事生命保険会社に提出した申込書兼告知書に故意若しくは重大な過失により事実を告げなかったこと又は事実と異なることを告げたことのため、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。

二 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことのため、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が取消し又は無効とされたとき。

三 団信加入者について、暴力団関係者又はその他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの理由で、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。

四 団信加入者について、団体信用生命保険契約の存続を困難とする前2号に掲げる事由と同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。

五 団信契約日から1年以内に自殺したことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。

六 団信加入者の故意、重大な過失、犯罪行為、薬物依存により、新機構団信の団信加入者にあつては身体障害、新3大疾病付機構団信の団信加入者にあつては身体障害、3大疾病罹患状態又は要介護認定等に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。

七 団信契約日前の傷害又は疾病が原因で、新機構団信にあつては、身体障害、新3大疾病付機構団信にあつては、身体障害、3大疾病罹患状態又は要介護認定等に団信加入者が至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。

八 戦争、その他変乱により新機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったことのため、新3大疾病付機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。

九 新3大疾病付機構団信の団信加入者が、団信契約日からその日を含めて90日以内に悪性新生物として3大疾病罹患状態に至ったこと(90日以内に3大疾病罹患状態に至

った悪性新生物が90日経過後に再発、転移等をしたと認められることを含みます。)のため、保険金の支払を受けられなかったとき。

(解約)

第8条 団信加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約は当該該当した日に当然に解約となり効力を失います。

- 一 満80歳に達した日の属する月の末日が到来したとき。
 - 二 機構に対する債務の完済、債務の引受けに係る契約の締結、連帯保証人による保証債務の履行その他により機構との債権債務関係が消滅したとき。
 - 三 第3条第1号イに該当する団信加入者の場合は、当該団信加入者に係る債権譲受けの効力が失われたとき。
 - 四 第3条第1号イ又はロの住宅資金の融資に係る金銭消費貸借契約(変更契約を含みます。以下同じです。)に基づく最終返済日が到来したとき。
 - 五 前条第1号から第4号までのいずれかの規定に該当し、機構が免責となったとき。
 - 六 第3条第1号イ又はロの住宅資金の融資に係る金銭消費貸借契約に定める期限前の全額返済義務に関する条項又は反社会的勢力の排除に関する条項に債務者が抵触し、当該契約に基づく債務の全部につき期限の利益を失ったとき。
- 2 団信加入者は、前項各号のいずれかに該当して本契約が解約された場合は、再加入の申込みをすることができません。

(報告)

第9条 団信加入者又はその相続人は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに機構に報告し、機構の定めるところにより必要な手続をとらなければなりません。

- 一 新機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったとき、新3大疾病付機構団信にあつては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったとき。
 - 二 氏名、住所、通知先等機構に届出をした事項に変更があつたとき。
- 2 団信加入者は、住所又は通知先について前項第2号の報告をしなかつたときには、機構の知った最終の住所又は通知先に発した通知が通常到達するために要する期間を経過したときに団信加入者に到達したものとして取り扱われることに異議がないものといたします。

(ペア連生に係る特則)

第10条 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦(内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含みます。以下同じです。)2人が申込者である場合の前各条の規定の取扱いについては、次の各号に定めるとおりといたします。

- 一 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦である申込者の一方が、第3条第2号又は第3号に該当しないことにより団信加入者となれなかつた場合は、団信加入者となつた者について前各条の規定によるものといたします。
- 二 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦2人が団信加入者となつた場合(新機構団

信の団信加入者に限ります。以下「ペア連生」といいます。)の一方の団信加入者が、第7条各号のいずれかに該当し、機構が免責となった場合においては、他方の団信加入者について前各条の規定による本契約が継続するものといたします。

三 ペア連生の一方の団信加入者が、第8条第1項第1号又は第2号(債務の引受けに係る契約を締結した場合に限ります。)のいずれかに該当するため本契約が解約となった場合においては、他方の団信加入者について前各条の規定による本契約が継続するものといたします。

四 ペア連生において、一方の団信加入者の故意、重大な過失、犯罪行為、薬物依存により、他方の団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったときは、機構は本契約に基づく債務弁済充当の責を負いません。

(新3大疾病付機構団信に係る特則)

第11条 新3大疾病付機構団信の保障のうち、3大疾病罹患状態及び要介護認定等に係る保障の保障期間については、団信加入者が満75歳に達した日の属する月の末日が到来したときまでといたします。